

時 評

自然環境保護行政の現状

—主として地域指定等からみた九州各県の状況—

伊藤達也*

はじめに

わが国における自然保護の理念に、基本的な転換をもたらしたといわれる自然環境保全法（昭和47年6月22日法律第85号）が、昭和48年4月に施行されて以来20年が経過した。

この間を振り返ってみると、それまで問題となっていた大気汚染や水質汚濁等の産業型公害は、行政をはじめ事業者や国民の努力によりかなりの改善をみるにいたった。しかし、一方では、その時々々の社会・経済の情勢を背景に、全国的な大規模プロジェクト構想に基づく工業基地やリゾート開発計画等が展開され、その都度、自然環境に対するインパクトが加えられてきた。また、都市周辺では、都市化の進展にともない、身近な緑をはじめとする良好な環境が失われつつある。

さらに、最近では、熱帯林の減少や地球の温暖化等の地球規模の環境問題が深刻に論じられるようになり、身近な自然を含めて、自然環境に対する国民の関心が高まっており、国はもとより地方自治体の自然環境保全に対するより一層の努力が求められている。

この様な状況のなかで、自然環境保護の行政がどのように進められているのか、国および九州各県の現状を、主として環境行政の面

からまとめてみた。

1. 自然環境の保護に係る法律

一言で自然環境といっても、その構成要素は多種多様であり動植物から景観まで幅広く、関係法律のなかでは、大別すると「自然地域」と「自然景観」の概念が用いられている。

また、自然環境と人の生活との関わりも様々な分野があり、法律もその分野ごとに、明治以来時代を追って定められているため、その数も多く、かつ複雑であるが、整理すると図-1のとおりである。

なかでも、自然環境保全法は、直接的に自然環境の保全を掲げた唯一の法律であり、わが国における自然環境の保全に関し基本となるものである。

その基本目的について、「自然環境保全法の運用について」（昭和49年6月10日環境庁自然保護局長通知）では次のように述べられている。

「我が国は地形、地質、気候、その他の自然的諸条件に恵まれた美しい豊かな自然環境の中で日本独自の繊細で秀れた文化と人間性が培われてきたが、近時の急速な社会、経済の発展に伴って、ややもすると経済的利益が優先

*（財）九州環境管理協会環境部参事

①自然環境の保全を直接的な目的とするもの	自然環境保全地域の指定と保全	自然環境保全法	(環境庁)
	国立公園等自然公園の指定と保護・利用	自然公園法	(環境庁)
	緑地保全地区の指定と保全	都市緑地保全法	(建設省)
	首都圏・近畿圏の近郊緑地の指定と保全	首都圏近郊緑地保全法, 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	(国土庁)
	自然海浜保全地区の指定	瀬戸内環境保全特別措置法	(環境庁)
②動植物等自然環境の構成要素を保護することによって自然保護に資するもの	野生鳥獣の保護と狩猟の適性化	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律, 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存法	(環境庁)
	歴史的風土等の指定と保全	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	(建設省)
	都市公園の設置と管理	都市公園法	(建設省)
	風致地区の指定と保全, 市街化調整区域の指定	都市計画法	(建設省)
	都市保存樹, 保存樹林の指定と保存	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	(建設省)
	史跡・名勝・天然記念物の指定と保護	文化財保護法	(文化庁)
	鳥獣保護の国際協力	ワシントン条約, 渡り鳥保護条約等	(環境庁, 通産省, 農林水産省)
③保全の対象が自然環境と共通するもの	農業地域の指定と保全	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	(農林水産省)
	林業地域の指定と保全	森林法	(農林水産省-林野庁)
	保安林の指定と保全	森林法	(農林水産省-林野庁)
	海岸保全区域の指定と保全	海岸法	(運輸省, 建設省, 農林水産省)
	生産緑地の指定と保全	生産緑地法	(建設省)
	温泉の保護と適性利用	温泉法	(環境庁)
	保護水面の指定	水産資源保護法	(農林水産省-水産庁)

(主として山村恒年著「自然保護の法と戦略」より)

図-1 自然環境保護関係法律の一覧

し、自然がもともと持っていた復元力あるいは浄化力を越えた無秩序な開発行為により、我が国の良好な自然環境が随所で改変され、破壊されるなど環境の悪化が急速に進行してきた。

ところで、自然環境の保全に直接的あるいは間接的に関連する既存の法令は、自然公園法をはじめ各種の諸法令があるが、何れも法令の目的の点において、あるいは保護対象の点において、急速かつ全国的に進行しつつある自然環境の破壊を未然に防止する制度とし

ては不十分である。

本法律は、このような事態に対処し、自然環境の保全の基本理念を明らかにし、その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法、その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的として制定されたものである。」

2. 国(環境庁)の施策

前述のとおり、自然環境の保全に関わる法

律は数多く、関係省庁も多いが、平成4年版環境白書によれば、平成3年度に環境庁が直接的に行った自然環境の保全に関する事業の概要は次のとおりである。

- 1) 自然環境保全法に基づく自然環境保全対策の総合的推進
 - ア. 自然環境保全基礎調査の実施
 - イ. 自然保護思想の普及及び自然教育の推進
 - ウ. 国民参加による自然保護への取組
- 2) 自然環境保全法、自然公園法に基づく自然公園等の保全
 - ア. 自然環境保全地域等の指定
 - イ. 自然環境保全地域等における自然保護
 - ウ. 自然公園の指定、公園計画の見直し
 - エ. 自然公園における自然保護
- 3) 鳥獣保護法等に基づく野生生物の保護
 - ア. 野生生物の保護管理の推進
 - イ. 鳥獣保護管理対策の強化
 - ウ. 適正な狩猟の推進
 - エ. 野生生物の保護思想の普及啓発
- 4) 自然とのふれあいのための施設整備等
 - ア. 自然公園の施設整備
 - イ. 野外活動・休養施設、身近な自然とふれあう施設等の整備
 - ウ. 温泉の保護と利用

なお、環境庁以外のものとして、森林の保全、都市における自然環境等の整備、河川、港湾、漁港、海岸の環境整備及び緑化推進運動への取組があげられている。

各都道府県での自然環境保全に関する事業も、ほぼこれに準じて行われている。

3. 九州各県の状況

主として地域指定の状況からみた九州各県の現状は次のとおりである。

3-1 自然環境保全地域等

3-1-1 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域

① 原生自然環境保全地域

全国5地域のうち九州には次の1地域が指定されている。

「屋久島原生自然環境保全地域」

1,219ha 鹿児島県熊毛郡屋久町

② 自然環境保全地域

全国9地域のうち九州には次の2地域が指定されている。

「白髪岳自然環境保全地域」

150ha 熊本県球磨郡上村

「稲尾岳自然環境保全地域」

377ha 鹿児島県肝属郡田代町

及び内之浦町

3-1-2 県条例に基づく自然環境保全地域等

環境庁の発足（昭和46年）以前に、既に北海道、神奈川県等一部の地方自治体では独自の自然保護条例が制定されていたが、自然環境保全法の制定により、同法第9条で地方公共団体の責務が定められ、第45条に基づき条例で都道府県自然環境保全地域の指定が可能となったため、つぎつぎと条例が定められ、従来から行われていた県立自然公園の整備や管理とあわせて、自然環境保全地域等の指定が行われている。

〔福岡県〕

福岡県環境保全に関する条例により、4地域140.41haが環境保全地域として指定されて

おり、うち125.21ha（89.2％）が特別地区となっている。

このほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき「福岡県自然海浜保全地区条例」を昭和55年7月17日に制定し、山国川河口から北九州市若松区にいたる自然海浜のうちから、3地区、計4.2kmを自然海浜保全地区として指定している。これらの状況は表-1,2のとおりである。

〔佐賀県〕

昭和48年に制定された佐賀県自然環境保全条例により、昭和51年に東松浦郡七山村の檜原湿原121haが県自然環境保全地域として指定されており、うち8ha（6.6％）が特別地区となっている。（表-3）

〔長崎県〕

昭和49年4月1日に制定された長崎県自然環境保全条例に基づき14地域726.4haが県自然環境保全地域として指定されており、うち130ha（17.9％）が特別地区となっている。その状況は表-4のとおりである。

〔熊本県〕

熊本県自然環境保全条例に基づく県自然環境保全地域が5地域157.95haが指定されているほか、県独自の「緑地環境保全地域」5地域38.53haと「郷土修景美化地域」9地域108.49haが指定されている。その状況は表-5のとおりである。

〔大分県〕

昭和47年10月に制定された大分県自然環境保全条例により、県自然環境保全地域6地域

16.16haが指定されており、うち12.92haが特別地区となっている。このほか、防衛庁との協定により、玖珠町の福万山100ha、高陣ケ尾35haの2カ所を自然環境保全区域として自然環境の保全を図っている。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき「大分県自然海浜保全条例」を昭和55年10月に公布し、中津市山国川から鶴見町鶴見にいたる自然海浜で、海水浴等公衆の利用に供されている2地域約1,500mを自然海浜保全地区として指定している。その状況は表-6,7のとおりである。

〔宮崎県〕

「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」（昭和48年3月制定）による県自然環境保全地域2地域183.97haが指定されており、その全てが特別地区となっている。このほか、同条例により緑地環境保全地域4地域69.27haを指定し自然保護指導員を配置して監視、指導を行っている。その状況は表-8,9のとおりである。

〔鹿児島県〕

鹿児島県自然環境保全条例による県自然環境保全地域2地域229haが指定されており、法による指定地域とあわせると計4地域1,825haにおよび、指定地域の総面積は九州で最も広い。（表-10）

以上、各県の指定状況をまとめて表-11に示した。

九州全体の自然環境保全地域は37地域3,321haであるが、平均面積は約90haで全国の平均163haに比し小さい。

表-1 福岡県自然環境保全地域

(単位: ha)

名 称	面 積	特別地区	普通地区	所 在 地
猪野自然環境保全地域	15.2	15.0	0.2	粕屋郡久山町
大島 //	10.7	2.0	8.7	宗像郡大島村
鳥屋山 //	15.71	15.71	0	甘木市
沖ノ島 //	92.5	92.5	0	宗像郡大島村
計 5地域	140.41 (100)	125.21 (89.2)	8.9 (10.8)	

表-2 福岡県自然海浜保全地区

(単位: Km)

名 称	長 さ	所 在 地
喜多久自然海浜保全地区	1.2	北九州市門司区
三毛門 //	2.0	豊前市
松江浦 //	1.0	豊前市
計 3地区	4.2	

表-3 佐賀県自然環境保全地域

(単位: ha)

名 称	面 積	特別地区	普通地区	所 在 地
檜原自然環境保全地域	121.0	8.0	113.0	東松浦郡七山村
計 1地域	121.0 (100)	8.0 (6.6)	113.0 (93.4)	

表-4 長崎県自然環境保全地域

(単位: ha)

名 称	面 積	特別地区	普通地区	所 在 地
茂木海岸自然環境保全地域	41.1	-	41.1	上県郡上対島町
合歓ノ木 //	57.8	-	57.8	//
青海海岸 //	42.0	-	2.0	上県郡峰町
妙見 //	39.5	-	39.5	下県郡豊玉町
子ノ崎 //	12.5	-	12.5	下県郡美津島町
津和崎海岸 //	13.7	-	13.7	南松浦郡新魚目町
高峰西海岸 //	77.5	28.3	49.2	南松浦郡新魚目町
大瀬良東海岸 //	121.2	48.0	73.2	//
矢堅崎西海岸 //	86.3	22.0	64.3	南松浦郡上五島町
舅ヶ島奈木崎海岸 //	29.9	21.7	8.2	南松浦郡奈留町
末津島前島 //	23.9	10.0	13.9	南松浦郡奈留町
田ノ浦海岸 //	26.5	-	26.5	福江市田ノ浦
鏡瀬海岸 //	39.7	-	39.7	福江市上崎山町
虚空蔵山 //	114.8	-	114.8	東彼杵郡川棚町
計 14地域	726.4 (100)	130.0 (17.9)	596.4 (82.1)	

表-5 熊本県自然環境保全地域 (単位: ha)

名 称	面 積
染岳自然環境保全地域	12.22
大 川 "	26.71
大野溪谷周辺 "	71.45
波野村スズランの群生地 自然環境保全地域	1.57
男鹿野 "	46.00
計 5 地域	157.95

表-6 大分県自然環境保全地域 (単位: ha)

名 称	面 積	特別地区	普通地区	所 在 地
武多都自然環境保全地域	3.3	1.8	1.5	国見町
小城山 "	3.36	1.62	1.74	武蔵町
霊山 (野生動物保護区)	2.8	2.8	0.0	大分市
湯山 "	3.9	3.9	0.0	湯布院町
丸山 "	1.7	1.7	0.0	日田市
堂迫 "	1.1	1.1	0.0	日田市
計 6 地域	16.16 (100)	12.92 (80)	3.24 (20)	

表-7 自然海浜保全地区 (単位: m)

名 称	長 さ	所在地
富来浦自然海浜保全地区	約1,000	国見町
中越 "	500	鶴見町
計 2 地区	約1,500	

表-8 宮崎県自然環境保全地域 (単位: ha)

名 称	面 積	特別地区	普通地区	所 在 地
檜葉自然環境保全地域	119.87	119.87	—	東臼杵郡南郷村
掃部岳北部 "	64.10	64.10	—	児湯郡西米良村
計 2 地域	183.97 (100)	183.97 (100)	—	

表－9 宮崎県緑地環境保全地域 (単位：ha)

名 称	面 積	所 在 地
森谷観音緑地環境保全地域	54.5	東臼杵郡北川町
大斗滝 〃	5.04	東臼杵郡西郷村
三之宮峡 〃	5.01	小林市大字東方
長谷観音 〃	4.72	西都市大字三納
計 4 地域	69.27	

表－10 鹿児島県自然環境保全地域 (単位：ha)

名 称	面 積	所 在 地
木場岳自然環境保全地域	113	肝属郡根占町, 佐多町
万九郎 〃	116	肝属郡内之浦町
計 2 地域	229	

3－2 自然公園

3－2－1 自然公園法に基づく自然公園

① 国立公園

自然公園法により全国で28か所の国立公園が指定されているが、そのうち九州には、わが国で最初に指定された「霧島屋久国立公園」をはじめとして五つの国立公園があり、その面積は183,434haである。

② 国定公園

同じく自然公園法により全国55の国定公園が指定されているが、九州にはそのうちの九つがあり、その面積は185,785haである。

これらの県別の状況を表－12,13に示す。

3－2－2 県条例に基づく自然公園

各県の条例により県立自然公園が指定され

ている。

九州全県で、その数は44か所、総面積は324,276haに及んでいる。

県立公園数の最も多いのは鹿児島県で9か所、面積が最も広いのは熊本県で72,384haである。

以上とりまとめて表－14に示す。これによると、九州全体の自然公園数は58、総面積は693,495haであり九州全土の17%に相当する。

公園数は全国の15%、公園面積は13%を占めている。

なお、県別では大分県が最も広く、自然公園が県土面積の4分の1以上を占めている。

3－3 その他の施策

それぞれの自然環境の状況に応じて、各県

で独自に行われている特徴的な施策には次のようなものがある。

[福岡県]

「環境指標の森」：県内における自然環境の状態を、植物の反応によって総合的に評価し、その結果を自然環境保全対策に生かす目的で、30か所を指定している。

「地域象徴動植物の選定」：各市町村の自然環境を象徴しているもので、地域の人々に親しまれている動植物を地域象徴動植物として選定し、その育成を通じて自然保護思想の普及高揚を図っている。

[佐賀県]

「特別名勝虹の松原保存管理計画」：県北部の唐津湾に面した海岸線に沿って弧状に伸びる広大な海岸砂丘に広がる「虹の松原」は、わが国でも有数の松原であり、昭和53年度に保存管理計画を定め、保護育成に努めている。

[長崎県]

「自然保護基金」：県内のすぐれた自然を保護するとともに、その利用の増進に必要な不動産を取得するため「長崎県自然保護基金条例」に基づく基金を設け、自然保護のために特に重要で、かつ緊急を要するものや、先行取得が必要と認められるものを対象に、逐次公有化を図っている。

[熊本県]

「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例」：県内の希少野生動植物を保護するため平成3年4月1日に施行された。平成3年

11月に、特定希少野生動物として「オオルリシジミ(蝶)」を指定し、県下一円で捕獲を禁止。特定希少野生植物として「ハナシノブ」、「ツクシマツモト」、「ヒゴタイ」および「ヤツシロソウ」を指定し、阿蘇地区を中心に3保護区約3haを指定して、保護区域内の採取等を禁止し、建築物の新築や土石の採取等の行為を制限している。

(表-15)

[宮崎県]

「自然保護推進員」：「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、県内に定住し、自然保護について理解と熱意を有する12才以上の者1,500名に自然保護推進員を依頼し、自然保護の核として地域での活動を進めている。

[鹿児島県]

「ウミガメ保護条例」：県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため、全国に先駆けて「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、昭和63年6月1日から施行している。

表-11 九州各県の自然環境保全地域総括表

区 分	原生自然環境 保 全 地 域		自 然 環 境 保 全 地 域		都道府県自然 環境保全地域		合 計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)
全 国	5	5,631.0	9	7,550.0	511	72,432	525	85,613.0
九州各県								
福 岡	—	—	—	—	4	140.41	4	140.41
佐 賀	—	—	—	—	1	121.0	1	121.0
長 崎	—	—	—	—	14	726.4	14	726.4
熊 本	—	—	1	150.0	5	157.95	6	307.95
大 分	—	—	—	—	6	16.16	6	16.16
宮 崎	—	—	—	—	2	183.97	2	183.97
鹿児島	1	1,219.0	1	377.0	2	229.0	4	1,825.0
計	1	1,219.0	2	527.0	34	1,574.89	37	3,320.89
対全国 比率(%)	20.0	21.6	22.2	7	6.7	2.2	7.0	3.9

資料：平成4年版「環境白書」及び各県の環境白書

表-12 九州の国立公園

(単位：ha)

公 園 名	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
瀬戸内海	46	—	—	—	2,933	—	—	2,979
雲仙天草	—	—	12,860	13,982	—	—	1,447	28,289
西 海	—	—	24,653	—	—	—	—	24,653
阿蘇くじゅう	—	—	—	54,368	18,312	—	—	72,680
霧島屋久	—	—	—	—	—	12,871	41,962	57,833
計	46	—	37,513	68,350	21,245	12,871	43,409	183,434

資料：各県の環境白書

表-13 九州の国定公園

(単位：ha)

公 園 名	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
玄 海	5,876	4,325	357.9	—	—	—	—	10,558.9
邪馬日田英彦山	8,269	—	—	1,981	74,772.5	—	—	85,022.5
北九州	8,249	—	—	—	—	—	—	8,249
壱岐対馬	—	—	11,950	—	—	—	—	11,950
祖母傾	—	—	—	—	10,240	11,760	—	22,000
日豊海岸	—	—	—	—	4,293.8	4,212	—	8,505.8
九州中央山地	—	—	—	14,615	—	12,481	—	27,096
日南海岸	—	—	—	—	—	3,503	1,038.9	4,541.9
奄美群島	—	—	—	—	—	—	7,861	7,861
計	22,394.0	4,325.0	12,307.9	16,596.0	89,306.3	31,956.0	8,899.9	185,785.1

資料：各県の環境白書

表-14 九州各県の自然公園総括表

区 分	国 立 公 園		国 定 公 園		県立自然公園		合 計		国土面積 に対する 比率(%)
	公園数	公園面積 (ha)	公園数	公園面積 (ha)	公園数	公園面積 (ha)	公園数	公園面積 (ha)	
全 国	28	2,051,337	55	1,332,997	299	1,944,232	382	5,328,566	14.11
九州各県									(対県土)
福 岡	1	46.0	3	22,394.0	5	65,451.0	9	87,891.0	17.7
佐 賀	—	—	1	4,325.0	6	23,116.0	7	27,441.0	11.3
長 崎	2	37,513.0	2	12,307.9	6	24,282.2	10	74,103.1	18.0
熊 本	2	68,350.0	2	16,596.0	7	72,384.0	11	157,330.0	21
大 分	2	21,245.0	3	89,306.3	5	64,298.13	10	174,849.43	27.8
宮 崎	1	12,871.0	4	31,956.0	6	47,122.0	11	91,949.0	11.9
鹿 児 島	2	43,409.0	2	8,899.9	9	27,622.9	13	79,931.8	9
合 計	*5	183,434.0	*9	185,785.1	44	324,276.23	58	693,495.33	17
対全国 比率(%)	17.6	8.9	16.4	13.9	14.7	16.7	15.2	13.0	1.8

注* 国立・国定公園数は実数である

資料：平成4年版「環境白書」及び各県の環境白書

表-15 熊本県野生動物保護区

(単位：m²)

名 称	面 積	対 象	所 在 地
波野村中江特定希少野生 植物保護区	3,350	ハナシノブ	阿蘇郡波野村
高森町河原 //	9,553	ツクシマツモト	
波野村波野 //	18,250	ヒゴタイ ヤツシロソウ	阿蘇郡波野村
計 3地区	31,153		

資料：平成3年版
熊本県環境白書

4. 自然環境保護行政の課題

これまで述べてきたように、国および地方自治体においては自然環境保護の施策が種々とられているが、わが国の自然環境保護に関する現行法体系は複雑であり、必ずしも効果的に運用されているとはいいがたい。

この点、福岡大学の浅野直人教授（法学）は、1992年3月に福岡市で開催された「第2回 日本・中国環境法シンポジウム」にお

いて、この問題にふれ、自然保護に関する現行法体系の限界として、つぎのような五つの改善すべき問題点があると指摘している。

- ① 環境保護法としての政策の一元化
「公害対策基本法」と「自然環境保全法」等
- ② 土地利用規制法の一元化
「自然環境保全法」と「自然公園法」等

- ③ 野生動植物保護制度の不備
- ④ 二次的自然・身の回りの自然の保護の不備
- ⑤ 行政権限の調整の必要性

これらについては、環境庁の発足当時から課題となっていることであり、絶えず改善の努力が続けられているものの、それぞれの法制定の歴史的経緯や行政権限の関係から、いまだ解決をみていないが、最近（1993年3月9日）の新聞報道によれば、懸案であった「環境基本法」の政府案がまとまり、国会に提案されることになっている。この環境基本法は、持続可能な社会の構築を目指して環境の保全をはかることを目的とし、政府は環境保全に関する総合的長期的な施策の大綱を定めることとなっており、環境影響評価の推進など一元的な環境保全行政が期待されるものである。

また、野生動植物の保護については、既に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定されており、平成5年4月1日から施行されている。

〔追記〕

6月18日に衆議院は突然解散され、成立寸前の「環境基本法」は廃案となった。この基本法の制定を契機に、環境行政の構造的転換が期待されていたが、一步遅れることになった。

おわりに

以上、自然環境保護の法体系と、九州各県における自然環境保護行政の一部について現状を述べた。

私たちが現在享受している自然環境は、はらかな先祖から受け継いだものであり、同時に今後とも子孫に引き継がなければならないものである。

現在の我々は、その管理を一時的に任されているものであり、それを善良に管理し保全する義務がある。これらの自然保護には幼い頃からの教育が大切だといわれているが、幸い各県では環境教育が積極的に取り上げられており、自然保護行政の推進とあわせて、その成果が期待される。

五つの国立公園と九つの国定公園をはじめとして、勝れた景観や貴重な動植物等に恵まれた九州の自然環境がいつまでも保全されることを切に願うものである。

参考文献

- 1) 山村恒年 自然保護の法と戦略 有斐閣選書
- 2) 浅野直人 「日本の自然環境保護法」日本中国環境法シンポジウム報告書
- 3) 環境庁及び各県の環境白書

著者略歴

氏名：Tatsuya Ito

学歴：九州大学農学部卒（昭和29年）

九州大学大学院農学研究科修士課程
修了農学修士

職歴：昭和32年 福岡市役所勤務

衛生局公害部調整課長
都市計画局動物園長

平成2年 福岡市役所退職

（財）九州環境管理協会参事